（地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画）

第 3 次　四万十町
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 3 年 3 月

四 万 十 町

目　次

第１章　第３次計画策定の背景

１．　地球温暖化対策に関する動向

第２章　計画の基本的事項

１．　趣旨

２．　計画の位置づけ

３．　目的

４．　基準年度・計画期間・目標年度

５．　対象範囲

６．　対象とする温室効果ガス

７．　温室効果ガス排出量算定方法

第３章　温室効果ガス排出状況及び削減目標

１．　基準年度の温室効果ガス排出量

２．　削減目標

第４章　具体的な取り組み

１．　取り組みの基本方針

２．　取り組みの項目

（１）省エネルギーに関する取り組み

（２）ごみの減量・資源化に関する取り組み

（３）施設の新築・改修等に関する取り組み

第５章　計画の推進

１．　推進体制

２．　取り組み状況の点検・評価及び公表

３．　計画の見直し

第１章　第３次計画策定の背景

1. 地球温暖化対策に関する動向

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で、気候変動枠組条約に加盟する国全てに排出削減努力を求める「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発行に至りました。この協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える目標を達成するため、今世紀後半には温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成するために、最新の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的としています。

パリ協定を踏まえて、我が国では、「地球温暖化対策計画」が 2016 年 5 月に閣議決定され、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するという中期目標の達成に向けて着実に取り組むこと、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、地方公共団体が実施する事務・事業が含まれる「業務その他部門」では、約 40%の削減が必要であるとされています。

新たに 2021 年 10 月には、さらに積極的に温暖化対策を推進するために、2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指す宣言もなされ、我が国における温暖化対策は、今後、様々な取り組みが加速度的に展開されると思われます。

第２章　計画の基本的事項

１．趣旨

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、策定が義務付けられている町の事務事業に関する温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。

町では、2010（平成 22）年 4 月に「四万十町地球温暖化対策実行計画」を策定、2015（平成 27）年 12 月には改定版を策定し、町の事務事業に関し、温室効果ガスの排出削減に努めてきましたが、同計画の期間が 2019（令和元）年度で終了するに当たり、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までを計画期間とする第 3 次計画を策定します。

２．計画の位置づけ

町の最上位計画である「第 2 次四万十町総合振興計画」の環境分野に関する分野別計画である「四万十町環境基本計画」の下部計画として位置づけます。

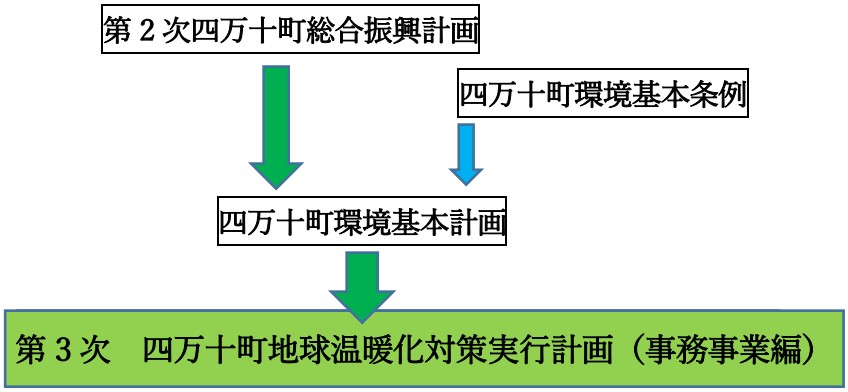

［地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画］

３．目的

国の 2050 年には温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言を念頭に、町は、環境への負荷を低減するため、町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図ります。

また、町が率先して各種取り組みをすることで、町民・事業者等の自主的・積極的な取り組みを促し、町域全体の温室効果ガスの削減に寄与することを目的としています。

４．基準年度・計画期間・目標年度

計画の基準年度：2019（令和元）年度

計画期間：2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度の 5 年間

目標年度：2024（令和 6）年度

基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較するための基準とする年度のことです。

５．対象範囲

対象範囲は、町の行政事務・事業に関わる全ての施設とします。

６．対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）とします。

７．温室効果ガス排出量算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）を用いて算定します。

【温室効果ガス排出量】＝【活動量】×【排出係数】

温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量（活動量）とそれぞれの燃料別に定められた温室効果ガス排出係数を乗じて算出するため、その年間変動により影響を受けます。

第３章　温室効果ガス排出状況及び削減目標

１．基準年度の温室効果ガス排出量

町の行政事務・事業における基準年 2019（令和元）年度の温室効果ガス総排出量は、3,722 t-CO_2です。

2019（令和元）年度の排出源別の活動量と温室効果ガス排出量の内訳（t-CO_2）

排 出 源		①活動量	②排出係数	排出量（t-CO_2）①×②
燃料	ガソリン	71,269(L)	2.32	165
	灯　　油	98,283(L)	2.49	245
	軽　　油	56,867(L)	2.59	147
	A 重 油	5,920(L)	2.71	16
	LP ガス	7,310(Kg)	3.00	22
電気使用量		5,922,003(kwh)	0.528	3,127
計				3,722

２．削減目標

2019（令和元）年度の温室効果ガス総排出量を基準として目標年度である 2024（令和 6）年度の総排出量を 5%削減することを目標とします。

第４章　具体的な取り組み

１．取り組みの基本方針

町では、目標を達成するために、各所属の事務・事業の内容や特性又は機器等の整備状況を勘案しつつ、環境負荷の低減に向けて、次のような取り組み項目を設定します。

２．取り組みの項目

（１）省エネルギーに関する取り組み

①照明の節電

〇始業前・昼休み・終業後は、業務に支障のない範囲で消灯

〇廊下等の共有部分の照明は、支障のない範囲で消灯

〇断続的に使用する部屋の照明は、使用後の消灯の徹底

〇残業する場合は、必要箇所のみの点灯

②OA 機器の適正使用

〇パソコン・コピー機の省電力モードの活用

〇昼休みや長時間使用しない時は、OA 機器の電源を切る

〇退庁時には OA 機器の電源プラグを抜き待機電力を削減

③空調の適正使用

〇冷暖房温度は、冷房時 28℃、暖房時 20℃に設定するなど空調管理の徹底

〇冷暖房効率を上げるために、カーテンやブラインドの活用

〇クールビズ・ウォームビズの取り組みの推進

〇断続的に使用する部屋の冷暖房機器は、使用後の運転停止の徹底

〇休日出勤時の冷暖房の使用は極力控える

〇エアコンのフィルター掃除を定期的に実施

④公用車の使用・管理

〇無駄なアイドリングを控え、急発進・急加速をしないエコドライブの実施

〇カーエアコンについて、適切な温度調整を心掛け不必要な使用を控える

〇不要な荷物を積んだまま走行しないように車内の整理に努める

〇公用車の相乗り等外出用務の効率化、合理的な走行ルートの選択による燃料の削減

〇経済運転の指標として、使用者は使用後に走行距離等を記録簿に記入

〇定期的なタイヤの空気圧の適正管理や車両整備の徹底

〇車両の集中管理により、台数の適正化を図る

〇環境負荷の少ない電気自動車、ハイブリッド車への買い替えの促進

〇公共交通機関の積極的な利用

〇近距離の移動については、可能な限り徒歩又は自転車の使用に努める

⑤グリーン購入の推進

〇エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている環境負荷の少ない製品の購入に努め、物品の使用合理化や運用改善による購入量の縮減にも努める

⑥節水の推進

〇水道使用時に不必要な水の出しっぱなしを止める

〇雨水の有効活用に努める

⑦用紙使用量の削減

〇両面コピー・両面印刷・縮小コピーの実施や使用済み用紙の裏面使用を徹底

〇ミスコピーを防止するために、コピー機使用時には設定等を確認

〇コピー・印刷部数を把握し、必要最小限のコピー・印刷に努める

〇庁内の連絡には電子メール等を活用し、ペーパーレス化を推進

⑧その他

○エレベーターの利用は、来庁者や荷物の運搬用優先とし、職員は可能な限り階段を利用

○ノー残業デーの徹底

（２）ごみの減量・資源化に関する取り組み

①ごみの減量・資源化の推進

○分別回収ボックスを設けて、庁内ごみの３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組む

○使い捨て容器（紙コップ、紙皿）などの購入や使用を控える

○リサイクル可能な消耗品を優先的に購入

○イベント等から排出されるごみの減量・資源化に努める

○町有財産の定期点検・整備・修繕等により長期使用に努める

○町域全体への意識啓発に努め、ごみの資源化に対する自主的な行動を促進するとともに、分別の徹底等により、ごみの資源化を促進

○マイバッグ・マイ箸・マイ水筒を使用し、レジ袋や資源の削減に努める

②公共事業に伴う廃棄物排出量の削減

○下水汚泥の有効活用を図るため、汚泥のリサイクルを推進

○町の行う公共事業による建設廃棄物の適正処理を徹底

（３）施設の新築・改修等に関する取り組み

○環境負荷の低減に配慮した断熱・通風・採光等の性能の高い設計、高効率設備の導入を検討

○太陽光発電システムや木質バイオマスエネルギー利用等の自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を検討

○屋上緑化・壁面緑化などの検討

○雨水利用設備の導入検討

○照明機器の LED 化

第５章　計画の推進

１．推進体制

町行政の中に、「四万十町地球温暖化対策活動推進委員会」を置き、各課等に地球温暖化対策活動推進委員を１名置き、温暖化対策に関する具体的な取り組みを実施し、その総括を事務局が行います。

地球温暖化対策活動推進委員は計画を推進するために、所属職員に対して自発的な取り組みを促すよう啓発します。

本計画の事務局を環境水道課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 取り組み状況の点検・評価及び公表

各地球温暖化対策活動推進委員及び事務局は、排出状況の実態把握と共に、本計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況を確認し、次年度より効果的な取り組みを図るための施策等について検討します。

本計画の内容及び点検結果等について公表します。

３．計画の見直し

計画期間中の社会情勢の動向や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。